3）平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」に格付けされた大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、３）の再認定を受けている者を除く。

5）当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

6）警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　構成員の技術的要件等　次の各号の要件を満たすものとする。

1）共同企業体の代表者又は単体にあたっては、平成15年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、次に掲げる基準をすべて満たす「同種工事１」の実績を有すること。共同企業体の代表者以外の構成員にあたっては「同種工事１」又は「同種工事２」の要件を満たす工事の実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。

また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。（経常建設共同企業体の実績にあっては、すべての構成員が、平成15年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）。

【同種工事１】

・内容：大規模空間を有する建築物の新築又は増築（基礎、躯体、外装を含む建築一式工事）
・構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・規模：鉄骨トラス梁で梁間50m以上の連続架構を有すること。

【同種工事２】

・内容：建築物の新築又は増築。（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）
・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・規模：延べ面積　1,000㎡以上

2）建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

3）建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。

⑷　結成方法　自主結成とする。

⑸　出資比率　各構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

⑹　代表者要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

1）構成員中最大の施工能力を有する者とする。

2）等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。

3）出資比率が、構成員中最大である者とする。

⑺　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体を結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

5　資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　認定資格の有効期間

共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　契約の相手方となった者　競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

⑵　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7　その他

⑴　共同企業体の名称は「海上保安庁庁舎・格納庫新築工事○○・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　本公示における競争参加資格の審査申請をする共同企業体が、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する海上保安庁庁舎・格納庫新築工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

⑶　申請手続き等について不明な点があれば、３⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項の規定に基づき、裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期限を平成31年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

平成30年４月10日

最高裁判所事務総局経理局長　笠井　之彦

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

2　受付の申請の時期

裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の、９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

なお、参加しようとする入札までに余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので、留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等　最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html/

⑵　申請書の提出方法

ア　原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるイ又はウの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参するものとする。

なお、申請にあたっては、１箇所に提出すれば足りるものであり、重複申請のないよう注意する。

イ　建設工事に係る申請書類　①一般競争（指名競争）参加資格審査　申請書（建設工事）、②業態調書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（審査基準日が、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）、（その３の２）、又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））のいずれかの写し、⑥共同企業体等調書（申請者が官公需適格組合の場合）